

様式第3号（第9条関係）

補助事業変更等認定申請書

平成**年**月**日

碧南市長 殿

申請者 所在地 〒447-8601

碧南市松本町28番地

屋号・社名 へきなんパン工房

代表者氏名 碧南 花子 印

電話番号 (0566) 41-3311

碧南市が発行した「補助事業認定通知書(様式第2号)」の日付と文書番号を記入してください。

平成**年**月**日付け**碧商第**号で補助事業認定通知のあった碧南市創業チャレンジ補助金事業等について計画を~~=(変更・休止・廃止)=~~したいので、碧南市創業チャレンジ補助金交付規程第9条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業等の名称

碧南市創業チャレンジ補助金（創業支援補助金）

2 計画変更等の理由

店舗改装費が予定より多くかかったため。冷蔵庫Bの変わりにショーケースを設置することになったため。××新聞への広告掲載を中止したため。

3 計画変更の内容

変更前	変更後
店舗改装費 500,000 円	600,000 円
冷蔵庫B 69,800 円	ショーケース 69,800 円
××新聞広告掲載料、デザイン料 64,000 円	0 円

4 添付書類

- (1) 創業チャレンジ事業（創業支援補助金）変更予算書（様式第3号の1）
- (2) 変更予算書の金額を証明する見積書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

変更しない項目も含め、補助対象経費を全て記入してください。

創業チャレンジ事業（創業支援補助金）変更予算書

※必要に応じて行を増やしてください。

補助対象経費の内訳(消費税抜き)			補助金の計算	
項目	内容	金額	補助率 ⑤	補助額小計 (千円未満切捨て)
事業所等借入費		円		①×⑤ 千円 (上限30万円*1)
	小計	① 円		
法人登記等に 係る費用		円		②×⑤ 千円 (上限10万円)
		円		
		円		
	小計	② 円		
事業所等 改装費 ・ 設備費	店舗(自宅)改装費	600,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 2/3 <input type="checkbox"/> 1/2	③×⑤ 1,000 千円 (上限100万円)
	ベーカリーオープン(中古)	583,000 円		
	冷蔵庫 A	198,000 円		
	レジ用 iPad(中古)	68,000 円		
	エアコン	138,000 円		
	ショーケース	69,800 円		
		円		
		円		
		円		
		円		
	小計	③ 1,556,800 円		
広報費	HP 作成費	200,000 円		④×⑤ 231 千円 (上限30万円)
	広告看板制作費	115,800 円		
	看板広告掲載費(8,000 円/月×*月~*月分)	32,000 円		
		円		
		円		
	小計	④ 347,800 円	補助金合計	1,000 千円 (上限額要確認)

※1:事業所等借入費の補助上限額は、賃貸料1ヶ月につき5万円かつ6ヶ月分の合計が30万円まで。

《確認事項》 該当する口にはまたはを記載してください。

(1) 補助率について

補助対象者が40歳未満(交付申請日時点)・女性の場合、または空き店舗等を利用して創業する場合 ⇒補助率 2/3

上記以外の場合 ⇒補助率 1/2

(2) 補助金合計額の上限について、補助対象分野が

次世代成長分野等または市長が指定した分野 ⇒150万円

上記以外の分野 ⇒100万円

加えて、個人事業主として創業する場合、

交付申請日において、市外に住所を有する ⇒補助金上限額は、150万円または100万円の1/2

<参考>

補助対象経費	補助対象外経費
<p>1 事業所等の借入費 事業の実施に必要な事業所等(事務所、店舗、工場など)の賃借料(住居等を兼用する場合は、事業所等にかかる賃借料のみ)。ただし、補助事業認定を受けた日より後に賃貸借契約を締結したもので、賃貸借契約を締結した日の属する月から6月以内の費用に限る。</p>	<p>(1) 敷金、礼金、駐車場費、光熱水費、共益費等 (2) 火災保険料、地震保険料等 (3) 補助対象者(会社にあつては役員)の三親等内の親族が所有する事業所等借入費 (4) 住居等を兼用する場合で、事業所等と明確に区分できない場合</p>
<p>2 法人登記等にかかる費用 (1) 法人設立にかかる定款認証料および登録免許税 (2) 商号登記にかかる登録免許税 (3) 創業または法人設立にかかる司法書士、行政書士等への報酬および実費</p>	
<p>3 事業所等の改装費および設備費 (1) 事業の実施に必要な事業所等の改装費用(住居等を兼用する場合は、事業所等にかかる改装費のみ) (2) 事業の実施に必要な機械装置、工具、器具、備品の購入費用</p>	<p>(1) 住居等を兼用する場合で、事業所等と明確に区分できない場合 (2) 車両購入費、3万円未満の備品購入費</p>
<p>4 広報費 (1) 販路開拓にかかる広告宣伝費用、パンフレット印刷費用 (2) ダイレクトメールの郵送料</p>	<p>切手の購入を目的とする費用</p>

※ 2・3・4 は、補助事業認定を受けた日から6ヶ月以内に支払った費用が補助対象。